

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

令和 8 年 9 月 4 日

分任契約担当官陸上自衛隊伊丹駐屯地
中部方面会計隊本部業務科長 中村 精作

1 工事概要

- (1) 工事名 伊丹（8）250号建物高天井照明器具取替
- (2) 工事場所 兵庫県伊丹市緑ヶ丘7丁目1－1（陸上自衛隊伊丹駐屯地内）
- (3) 工事内容本工事は、以下の工事を行うものである。
3階建て建物ホール（吹抜）天井照明器具8台の撤去新設
- (4) 工期 令和9年3月26日まで
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「**電気工事**」で級別の格付を受け、近畿中部防衛局当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】に競争参加を希望していること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「**電気工事**」に係る等級（資格審査結果通知書の記 3 の等級）が **C** 等級であること。
- (5) 22 年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、**電気工事**を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20 パーセント以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、

統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が 65 点未満のものを除く。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が 65 点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した工事で 65 点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。

- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に兼任で配置できること。

ア 2 級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者である

イ 22 年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が 65 点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が 65 点未満のものを除く。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

- (8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、近畿中部防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第 150 号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (9) 近畿中部防衛局が発注した「電気工事」のうち、3 年度以降 7 年度までに完成・引渡し完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が 65 点以上であること。

- (10) 上記 1 に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

- (12) 近畿中部防衛局管轄区域内（大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県、福井県、石川県、富山県、愛知県、岐阜県及び三重県）の市町村に電気工事業の許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

ア 入札説明書に関する事項

〒664-0004 兵庫県伊丹市緑ヶ丘7丁目1番1号

陸上自衛隊伊丹駐屯地中部方面会計隊本部業務科契約班

担当者 弘川

TEL 072-781-0002（内線 3413）

E-mail plans-mafin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

イ 仕様書の内容及び現場確認に関する事項

陸上自衛隊伊丹駐屯地業務隊管理科営繕班

担当者 大西

TEL 072-781-0001（内線 3216）

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間

令和8年9月4日から令和8年9月24日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 交付場所

(1)アの担当部局において手渡し、郵送等又は電子メールにて交付を行う。

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限 令和8年9月24日 午後17時

イ 提出方法 (1)アの担当部局に持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出する。

(4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限 令和8年10月13日 午後3時

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送等する。（電子メール不可）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年10月15日 午後13時30分（立会不可）

イ 場所 中部方面会計隊本部業務科入札室

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 免除

ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の 10 分の 1（落札者が低入札価格調査を受けた者の場合は請負代金額の 10 分の 3）以上とする。

(4) 入札の無効

ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記 4 に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

エ 入札金額、入札者の氏名及び押印（代表者印で押印、社印のみは無効）された印影が判別し難い入札。ただし、押印を省略する場合は、代表者役職氏名・担当者の氏名及び連絡先（電話番号）の記載のない入札。

(5) 落札者の決定方法

予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。

(7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第 86 条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

- (8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (10) 契約書作成の要否
要。
- (13) 関連情報を入手するための照会窓口
上記 3 (1) に同じ。
- (14) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加
上記 2 (2) に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記 3 (3) により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (15) 詳細は、入札説明書による。